

1. 補助金制度全般		
101	補助金の予算枠はどれくらいですか。	省エネ設備（空調機器、照明機器、給湯機器）、再エネ設備（太陽光発電設備）を合わせて今年度の予算は8,200万円です。
102	県内市町の補助金との併用は可能ですか。	県内市町から補助を受けた事業との併用について制限はありませんが、各市町の補助金において、当補助金と併用できるかは各市町にお問合せください。
103	国の補助金との併用は可能ですか。	当補助金以外に、国及び県から補助を受けた事業は、当補助金の交付対象外となります。また、令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金及び香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金との併用はできません。
104	1事業所ごとに申請できますか。	同一の補助対象者は、省エネ設備・再エネ設備ごとに同一年度内に各一回申請することができます。同時に省エネ設備及び再エネ設備について申請する場合並びに複数の事業所について申請する場合は、一回の申請にまとめて申請手続きをしてください。
105	申請書類に、押印は必要ですか。	申請書等に押印は不要ですが、誓約書につきましては自署でない場合は、押印してください。

106	申請書類はどのような方法で提出すればいいですか。	申請書類の提出は、持参もしくは郵送としています。 持参の場合は受付のみ行い、その場での審査は行いません。提出書類が揃っていない場合には受付できません。受付時間による有利不利はありません。受付期間及び受付時間以外の持参については、受け取りません。 郵送の場合は、簡易書留など送達を確認できる方法で送付してください。令和7年5月26日以降の消印が有効となります。ただし、5月24日（土）及び25日（日）の消印については、5月26日（月）の消印の日付とみなします。5月24日（土）から26日（月）のいずれの消印の日付であっても、日付による有利不利はありません。また、消印の日付を受付日とみなしますが、令和7年11月28日（金）午後5時必着です。令和7年5月23日（金）以前の消印は無効とし、受付できません。 申請額の合計が予算額を超えた場合は受付を終了し、予算額を超えた当日に提出された申請受付分（郵送の場合は消印の日付を受付日とみなします）については、抽選により対象者を決定します。採択事業者が決定しましたら、各申請者あてに文書により結果を通知します。ただし、一定の補欠枠を設けることとしています。事業の中止があった場合等には、補欠枠について、予算の範囲内で、追加で交付決定を行うことがあります。なお、補欠枠についても、県が交付決定する前に事前着手することは原則として補助対象となりませんのでご注意ください。 ※ 申請書類は郵便法の信書に該当します。信書の引き受けと配達記録が残る「簡易書留」などの方法で提出してください。送付先等の詳細は「募集要領（7.補助金交付申請手続き等）」で確認ください。書類受領の有無や日時に関するお問合せには対応できませんので、郵便の追跡サービスなどを利用して確認ください。
-----	--------------------------	--

107	受付は先着順となっていますが、受付開始日の朝に持参した方が優先されるのですか。	申請書類は、原則、先着順で受付します。ただし、申請額の合計が予算額を超えた場合は、募集期間中であっても受付を終了し、予算額を超えた当日に提出された申請（郵送の場合は消印の日付を受付日とみなします）については、抽選により対象者を決定します。 例えば、5月26日の募集開始日に申請額の合計が予算額を超えた場合、5月26日の受付時間中に持参いただいたもの及び同日消印の郵送分を含めて、抽選により対象者を決定しますので、予算額を超えた当日中に受付されたものであれば、受付時間による有利不利はありません。なお、5月24日（土）及び25日（日）の消印については、5月26日（月）の消印の日付とみなします。5月24日（土）から26日（月）のいずれの消印の日付であっても、日付による有利不利はありません。 また、採択事業者が決定しましたら、各申請者あてに文書により結果を通知します。ただし、一定の補欠枠を設けることとしています。事業の中止があった場合等には、補欠枠について、予算の範囲内で、追加で交付決定を行うことがあります。なお、補欠枠についても、県が交付決定する前に事前着手することは原則として補助対象となりませんのでご注意ください。
108	5月26日（月）の持参での受付はどのように行われますか。	5月26日（月）9時の受付開始時間前に多数の方がお越しになられている場合、9時の時点でくじ引きにより、受付の順番を決定します。 また、5月26日（月）のみ県庁ホール前のロビー（東館2階）にて受付けします。受付整理券をお取りいただき、受付整理券の番号順にお呼びします。受付におきましては、提出書類の有無の確認のみ行います。

109	予算額に達した段階で、即時に受付を締め切りますか。	申請額の合計が予算額を超える見込みとなった場合でも、その当日は終了時間まで受付を続けます。なお、予算額を超えた当日に提出された申請については、同日消印の郵送分を含めて、抽選により対象者を決定します。予算額を超えた当日中に受付されたものであれば、同日消印の郵送分を含めて、受付時間による優劣はありません。なお、5月24日（土）及び25日（日）の消印については、5月26日（月）の消印の日付とみなします。5月24日（土）から26日（月）のいずれの消印の日付であっても、日付による有利不利はありません。 また、受付後に申請者が補助事業を中止する可能性もあるため、一定の補欠枠を設けることとしています。事業の中止があった場合等には、補欠枠について、予算の範囲内で、追加で交付決定を行うことがあります。なお、補欠枠についても、県が交付決定する前に事前着手することは原則として補助対象となりませんのでご注意ください。
110	みなし大企業は補助対象者に含まれるのでしょうか。	みなし大企業については、対象外とはしておりません。

2. 補助の対象となる設備等

201	賃貸物件も対象になりますか。	本事業では、補助対象者が所有する県内の事業所において、設置に際して工事を伴うものを補助対象設備としており、賃貸物件の場合は、原則、補助対象外となります。
202	空調機器を新たに導入する場合は対象になりますか。	空調機器及び照明機器、給湯機器については、既存の機器を除却（廃棄等）し、新しい設備に入れ替える更新を対象としていることから、新たに導入する場合は補助対象外となります。
203	高効率空調機器に冷凍機は含まれますか。	高効率空調機器に冷凍機は含まれません。
204	1台につき10万円の空調機を10台更新する場合は、対象になりますか。	従来の機器1台と、更新する機器1台を比較し30%以上のCO ₂ 削減効果が得られることが、10台それぞれに確認できれば10台が補助対象となります。省エネ設備の更新の場合、補助対象設備ごとに補助対象経費の総額が50万円を下回る場合は補助の対象外となります。
205	空調機器の更新にあたり、メーカー等が作成した更新前後の機器のCO ₂ 排出量比較は30%以上の省CO ₂ 効果が算出されているが、県HP上のCO ₂ 削減効果計算書を用いると、メーカーが算定したCO ₂ 削減効果がうまく反映されないが、どうすればよいか。	メーカーや設備設置事業者が作成した計算書をもとに、更新前後の機器のエネルギー使用量をCO₂削減効果計算書の消費量に直接入力し、省CO₂効果を算出してください。 この場合には、メーカーや設備設置事業者が作成した計算書や算出過程がわかる資料、カタログや計算の根拠となる資料を添付するとともに、従来の機器の製造年又は設置年を明記してください。
206	照明機器は調光制御機能を有するLEDであれば、30%以上の省CO ₂ 効果は関係ないですか。	照明機器の場合は、従来の照明機器に対して省CO ₂ 効果が得られ、調光制御機能を有することが補助要件となります。なお、空調機器及び給湯機器につきましては30%以上の省CO ₂ 効果が得られることが必要です。

207	余剰電力の売電は可能ですか。	太陽光発電設備を導入する事業所において当設備で発電する電力量の50%以上を自家消費してください。その上で、余剰電力が生じる場合に、自家消費割合が50%未満にならない範囲で売電等を行うことは可能ですが、再エネ特措法に基づくFIT 制度又はFIP制度の認定を取得したものは補助の対象外となります。 本事業で導入した設備により売電等で相当の収益が生じた場合には、補助金の返還が必要です。営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、補助金の返還の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。 ○計算式：収益納付額＝（A－B）×（C／D）－E A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計） B：控除額（補助対象経費） C：補助金確定額 D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計） E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額） ※1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0となる場合をいう。 ※2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。
208	太陽光発電システムを設置する建物が当事業所の隣にあるグループ法人の所有する建物の場合は対象となりますか。	グループ法人の所有の建物である場合、補助対象者の所有とは認められないことから、補助対象外となります。
209	太陽光発電設備について、10kW未満のものは対象となりますか。	太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの出力が10kW未満である場合は対象外となります。
210	賃貸集合住宅の大家をしています。住居部分や共有部分に設置する設備・事業は対象になりますか。	住宅用途の建物で使用する設備（戸建て住宅及び集合住宅）における空調設備、照明設備等は対象外としているため、補助対象外となります。

211	新築の事業所（建築物）に太陽光発電設備を設備する場合、対象になりますか。	令和8年2月2日（月）までに建物の全部事項証明書を提出できる場合は、対象になります。
212	新築の事業所（建築物）に省エネ設備を設備する場合、対象になりますか。	補助対象外となります。
213	省エネ設備の30%以上の省CO2効果について、証明するためには何を用意すればよいでしょうか。	県ホームページに掲載しているCO2削減効果計算書を補助対象設備の種類別に作成のうえ提出ください。 また、「CO2削減量の算定根拠が分かる書類※」を添付してください。 ※設備設置事業者が作成する計算書やカタログなど
214	3種類の空調機器を設置する場合、CO2削減効果計算書は、1枚にまとめて作成してよろしいでしょうか。	CO2削減効果計算書は、補助対象設備の種類別に作成してください。 空調機器が3種類ある場合には、まとめて作成することはできませんので、3種類ごとに作成してください。
215	太陽光発電設備において、充放電設備の導入は必須でしょうか。	必須ではありません。
216	リース契約でも申請可能でしょうか。	リース契約によるものは対象外となります。
217	省エネ設備の場合、「補助対象設備ごとに補助対象経費が50万円を下回る事業については、補助の対象としません。」とありますが、例えば1台30万円の補助対象経費のエアコンを3台更新する場合は対象にならないのでしょうか。	補助対象設備ごと（高効率空調機器、高効率照明機器、高効率給湯機器）に補助対象経費の総額を計算することになりますので、高効率空調機器が30万円×3台＝90万円であれば、高効率空調機器の補助対象経費が50万円を超えるため、対象となります。

218	香川県内に事業所が2か所あり、1か所では補助対象経費が30万円、もう1か所では補助対象経費が70万円の場合、30万円の方は対象外ですか。	補助対象設備ごとに補助対象経費の総額を計算することになります。 同一申請者が所有する事業所であれば、対象の事業所を合算することになります。 例えば、高効率空調機器を更新する場合は、30万円+70万円=100万円が補助対象経費の総額となります。 一方で、複数の省エネ設備を更新する場合で、例えば1か所について高効率照明機器（補助対象経費30万円）を更新し、 もう1か所について高効率空調機器（補助対象経費70万円）を更新する場合は、補助対象経費が30万円の高効率照明機器は、補助対象経費が50万円を下回るため対象外となります。
219	交付要綱の第3条第1項に「イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2千人以下であること。」とありますが、常時使用する従業員の数に派遣社員・バイト等は含みますでしょうか。正社員数のみでしょうか。	派遣社員は、常時使用する従業員に含めません。 アルバイト等については、所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者であれば、「常時使用する従業員」の数に含めないものとします。 その他、常時使用する従業員の考え方につきましては、募集要領4頁「（※2）常時使用する従業員の数について」をご確認ください。

3. 補助金の交付申請

301	県に申請書を提出してから交付決定されるまでどれくらいかかりますか。	申請書類が県に到達した日の翌日から起算して1か月以内を目途に交付決定を行います。ただし、申請書類に不備不足がある場合は、この限りではありません。
302	事業着手とは、どの工事のことで、交付決定前にどこまで工事をしていいですか。	この補助金でいう「事業着手」は、補助対象設備の工事着工日を指します。 省エネ設備においては、既存設備を撤去するなどの工事が開始される日をいいます。 太陽光発電設備においては、太陽電池モジュールの架台や、パワーコンディショナーへの配線工事などの関連工事が開始される日をいいます。 交付決定日前に設備の設置に関する工事は着手できません。
303	事業着手はいつ頃を予定すればいいですか。	交付決定されるまでは事業着手できません。やむを得ない理由により、交付決定前に事前着手する必要がある場合、事前着手申請書により事前に県に申請して、承認を得る必要があります。
304	「事業効果の対外的発信方法」は、どのようなことを記載すればいいのですか。	設備を導入する事業者のホームページやSNS 等による発信や、他事業者による視察の受け入れなどを想定しています。対応可能な方法を具体的に記載してください。
305	工事請負契約書ではなく、「注文書」と「注文請書」で申請可能ですか。	「注文書」と「注文請書」のコピーの両方を一式として提出することができます。その際、「注文書」には注文者（申請者）の捺印が、「注文請書」には施工業者の社印又は代表者印があり、収入印紙が貼付されていることが必要です。
306	住民票に記載してはいけない情報はありますか。	本籍、個人番号（マイナンバー）が記載された住民票は受領できませんのでご注意ください。

307	添付書類に納税証明書「県税について滞納がないことの証明書」とありますが、「県税の完納証明書」と「個人住民税の完納証明書」の両方が必要ですか。	「県税について滞納がないことの証明書」が必要です。個人住民税及び地方消費税の完納証明書は、提出の必要はありません。
308	添付書類に納税証明書「県税について滞納がないことの証明書」とありますが、個人事業主の場合は何が必要ですか。	個人事業主として交付申請する場合も、法人と同じく納税証明書「県税について滞納がないことの証明書」を提出してください。
309	募集要領の16頁に、見積書は「補助対象設備ごとに分けて作成すること」とありますが、3種類の空調機器を設置する場合、機器ごとに見積書を取る必要がありますか。	空調機器ごとの作成ではなく、1件にまとめて見積書を作成してください。
310	交付申請書の住所は、個人事業主の場合は自宅住所と店舗住所のどちらを記載すればよろしいでしょうか。	個人事業主の場合、交付申請書の住所欄は、住民票上の住所を記載してください。 なお、法人の名称及び代表者の職名の記載は、必要ありません。
311	個人事業者が提出する、日付・税務署名が記載されたリーフレットとは何でしょうか。メール詳細(受信通知)を印刷したものを提出する場合は、省略できますか。	日付・税務署名（業務センター名）が記載されたリーフレット[写し]とは、窓口等で確定申告書を提出した場合に、税務署から交付されるものです。電子申告の場合で、e-Tax から「メール詳細(受信通知)」を印刷したものが提出可能でしたら、日付・税務署名が記載されたリーフレットの提出は必要ありません。